地域活動支援センターの概要

根拠：障害者総合支援法第77条第1項第9号
基準：地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令）

目的・特徴

○　障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する障害者総合支援法上の施設（法第5条第1項第27号）
○　地域の実情に応じ、市町村がその創意工夫により柔軟な運営、事業の実施が可能

事業内容

基礎的事業として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施

実施主体

市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合

設置要件等

○　10人以上の人員が利用できる規模（※　創作的活動の機会の提供等ができる場所や必要な備品等を整備）
○　施設長1名、指導員2名以上の職員を配置

補助内容

○　基礎的事業については、地方交付税により措置（平成18年度より）
○　手厚い人員配置や機能訓練等のサービスを実施するなど、センターの機能強化を図る場合には、「地域活動支援センター機能強化事業」（地域生活支援事業費等補助金）として、国庫補助を実施
（国1／2以内、都道府県1／4以内）

施設数等

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
施設数（箇所）	2,935	2,935	2,849	2,824	2,794	2,765
定員数（人）	48,944	48,703	47,689	47,202	46,780	46,436

出典）社会福祉施設等調査（各年10月1日時点）

地域活動支援センター機能強化事業の概要

概　要

基礎的事業に加え、手厚い人員配置や機能訓練等のサービスを実施するなど、センターの機能強化を図る場合に地域生活支援事業費等補助金により国庫補助を行うもの（国1／2以内、都道府県1／4以内）

事業内容

1　地域活動支援センターⅠ型

【事業内容】精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施

【利用者数】1日あたり概ね20名以上

【センター数】771ヵ所

2　地域活動支援センターⅡ型

【事業内容】雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施

【利用者数】1日あたり概ね15名以上

【センター数】590ヵ所

3　地域活動支援センターⅢ型

【事業内容】地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、引き続き援護事業を実施

【利用者数】1日あたり概ね10名以上

【センター数】1,258ヵ所

※　センター数出典）厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において、全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

実施市町村数

1，053市町村（令和4年度）

（全市町村1，741のうち60．4％が実施）

※　令和4年度地域生活支援事業費等補助金実績報告書より集計